資料第 101　災害時における避難所等の設置運営に関する協定書

災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区立荒川授産場の指定管理者事業者である公益社団法人荒川区シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等にあって、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立荒川授産場を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立荒川授産場

所在地 荒川区東尾久四丁目３２番７号

（避難所等開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

２　指定施設の具体的な用途は、前項の指定等の際に通知する。

（災害時等の指定管理業務）

第４条　乙は、災害時等にあっては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

２　乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

３　乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前２項に定める安全確保、施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第５条　乙は、指定施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

２　乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

３　乙は第４条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的

判断を行い、甲にその状況を報告する。
４　乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

（実施体制）
第６条　甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下「体制等」という。）を明らかにしなければならない。
２　前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
３　甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（費用負担）
第７条　災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

（備蓄及び訓練等）
第８条　甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。
２　乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
３　乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

（補償等）
第９条　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）第５条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。
２　甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

（荒川区外における災害時等における協力）
第１０条　甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（その他）
第１１条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して

定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定書の有効期間は、協定締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の３カ月前までに、甲又は乙からその相手方に対し、異議の申出がない時には、期間満了の翌日から起算して更に１年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２６年１０月３１日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川 太一郎

乙　東京都荒川区東尾久四丁目３２番７号
公益社団法人　荒川区シルバー人材センター
会　長　　長谷部　尅彦

資料第 102　大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

荒川区と東京都住宅供給公社は、荒川区内で河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、荒川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（公社賃貸住宅への緊急避難）

第１　大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を、居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、荒川区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、荒川区地域防災計画上の避難場所等を指定するものではない。

（協議）

第２　本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、荒川区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成２８年３月１８日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西　川　太　一　郎

東京都渋谷区神宮前五丁目５３番６７号コスモス青山
東京都住宅供給公社理事長　　中　田　清　己

大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

荒川区と東京都は、荒川区内で河川の氾濫や大規模な内水氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、荒川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（都営住宅への緊急避難）

第１　大規模な水害時に、都営住宅の共用部分を、都営住宅居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、荒川区と東京都の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、荒川区地域防災計画上の避難場所等を指定するものではない。

（協議）

第２　本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、荒川区と東京都で協議して定めるものとする。

平成２７年１２月９日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区長　　西　川　太　一　郎

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都都市整備局長　安　井　　順　一

大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、乙が所有する施設の大規模な水害時における一時避難施設としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、区内に大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する施設の一部を、近隣住民等の一時避難施設として利用させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、リバーハープタワー南千住（荒川区南千住四丁目９番地）とする。

（利用範囲）

第３条　乙が提供する一時避難施設としての対象施設の利用範囲は、対象施設敷地内に存する人工地盤部分のうち第５条の規定による要請において甲が指定した部分とする。

（利用期間）

第４条　一時避難施設としての対象施設の利用期間は、原則として、次条の規定による甲の要請の時から乙の対象施設周辺の水害が収束する時までの間とする。この場合において、当該利用期間が終了したときは、甲の責任において、対象施設に避難してきた近隣住民等を退去させるものとする。

（協力要請）

第５条　対象施設の利用に係る要請は、一時避難施設提供要請書（別添様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により要請することができることとし、後日、速やかに要請書を送付するものとする。

（居住者への周知）

第６条　甲は、乙と十分協議の上、連携して対象施設の居住者に対し、必要に応じてこの協定の内容について事前に周知を行うものとする。

（費用負担）

第７条　甲の一時避難施設としての対象施設の利用に関しては、原則として無償とする。

（避難時の事故等に係る責任）

第８条　乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、対象施設に避難してきた近隣住民等に関する事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（損害賠償）

第９条　この協定に基づき乙が提供した対象施設の設備等に損害が生じた場合の対応については、特別な事情がある場合を除き、甲が行うものとする。この場合において、原状回復に要する費用が発生したときにおける負担額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、更に１年間有効に存続するものとし、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年３月１８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　　岡　雄一

資料第 103　災害時等における電力供給に関する相互支援協定

災害時等における電力供給に関する相互支援協定

荒川区（以下「甲」という。）及び東京電力株式会社上野支社（以下「乙」という。）は、災害時等における電力供給に関する甲乙間の相互支援の基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内の広範囲において停電の長期化が予想される場合に迅速な電力の早期復旧を行い、及び電力需給情報を伝達することにより、もって区民の安全を確保することを目的とする。

（連絡責任者）

第２条　この協定の内容の円滑な遂行を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

２　前項の連絡責任者は、甲にあっては防災課長の職にある者とし、乙にあってはお客さまサービスグループマネージャーの職にある者とする。

（相互支援の内容）

第３条　甲乙間における相互支援の内容は、次のとおりとする。

⑴　乙は、電力復旧要員の待機場所、資材置場等、電力復旧活動の拠点としての場所が必要な場合は、甲に要請し、甲は、所有する建物及び土地を甲の業務に支障のない範囲内において提供する。

⑵　乙は、荒川区災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合には、本部及び本部に置かれた部に情報連絡要員を派遣し、被災情報を適宜収集できるものとする。

⑶　乙は、電気の取扱いに関する注意事項、電力復旧の進捗状況、電力需給のひっ迫状況等を区民に広く周知する必要がある場合は、甲に要請し、甲が所有する地域防災無線等を使用することができるものとする。

⑷　甲は、既存電力契約がない避難場所等に仮設電力を設置する必要がある場合は、仮設電力設置を乙に要請し、乙は、仮設電力設備までの外線電力の供給を行う。この場合において、仮設電力設備からの内線工事については、甲が行うものとする。

⑸　既存電力契約がある避難場所等の甲の施設において停電が発生した場合において、当該施設への外線電力が確保されていないときは、甲は、乙に対し外線電力の確保を要請し、乙は、当該要請に基づき、外線電力を確保するように努める。ただし、当該施設への外線電力が確保されている場合は、甲は、自らにおいて内線工事を行う。

⑹　その他甲及び乙が協議により必要と認めた事項

（電力復旧活動に伴う要請の簡略化）

第４条　前条に規定する相互支援を実施するに当たり必要な要請は、その緊急性にかんがみ、口頭によりこれを行うことができる。この場合において、後日、必要に応じて文書による手続を行うものとする。

（費用負担）

第５条　相互支援を実施するに当たり要請に応じて協力した者が負担した費用については、法令等に特段の定めがある場合を除き、要請を行った者が負担する。

２　前項の規定により負担すべき額は、適正な方法により算出した額とし、甲乙協議の上その都度定める。

（協定期間）

第６条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２２年３月３１日までとする。

ただし、当該期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に１年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の

上定める。

上記協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成２１年５月２７日

甲　東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者　荒川区長　西　川　太一郎

乙　東京都台東区竜泉二丁目18番6号
東京電力株式会社上野支社
支社長　小　泉　俊　彰

資料第 104　災害時における仮設電力供給等に関する協定書

災害時における仮設電力供給等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と一般財団法人関東電気保安協会東京北事業本部（以下「乙」という。）は災害時における仮設電力供給等に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に対する仮設電力供給及び甲が開設した避難所及びこれに準ずるもの（以下「避難所等」という。）の電気設備の安全確保を行い、区民の安全安心を図ることを目的とする。

（連絡責任者）

第２条　この協定内容の円滑な遂行を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

⑴　甲にあっては区民生活部防災課長の職にある者をもって充てる。

⑵　乙にあっては荒川事業所電気保安課統括課長の職にある者をもって充てる。

⑶　前２号に掲げる者が不在の場合は、その職務を代理の者が行うものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、乙に対して、仮設電力供給等を要請する。

２　前項の要請を行う場合は、災害の状況、応急復旧作業を実施する場所及び電気工作物の種別、その他必要な事項を明らかにし、書面をもって要請を行うものとする。ただし、書面をもって要請することができないときは、口頭で要請することができる。

（支援の内容）

第４条　甲乙間における支援の内容は、次のとおりとする。

⑴　乙は、甲の要請に基づく仮設電力供給としての小型発電機等（コードドラム及び照明器具等を含む。）の貸出しを行うものとする。

⑵　乙は、甲との間で既に保安管理業務契約がある避難所等において停電が発生した場合の応急復旧作業の業務に従事するものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項への協力

（損害賠償）

第５条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、第４条第１号に掲げる機材を毀損し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

（従事者の損害補償）

第６条　甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年７月１０日荒川区条例第８号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が支援を実施するに当たり、要請に応じて負担した費用については、法令等に特段の定めがある場合を除き、甲が負担する。

２　前項の規定により負担すべき額は、甲乙協議の上その都度定める。

（協定期間および更新）

第８条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１か月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定を解除、又は変更する申し出がないときは、この協定の有効期間はさらに１年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

平成２３年１１月２８日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太一郎

乙　東京都荒川区南千住七丁目３０番８号
一般財団法人　関東電気保安協会　東京北事業本部
代表者　東京北事業本部長　小　林　眞　一

資料第 105　「街なかメガソーラー」登録にかかる協定

荒川区街なかメガソーラーへの登録に係る協定書

荒川区（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、荒川区街なかメガソーラーへの登録に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地球温暖化防止対策の推進とともに、東日本大震災の影響による電力供給不足への対応又は災害等により大規模停電が発生した際に利用することができる自立電源の確保及び地域での有効活用のため、甲が乙所有の太陽光発電システムを、荒川区街なかメガソーラー登録制度に基づき、街なかメガソーラーとして、登録することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　街なかメガソーラー　災害等による大規模停電時に、発電した電力の一部を、自ら利用するほか、近隣住民に対して共助の一環として供給するものとして、この要綱に定めるところにより登録された太陽光発電システムをいう。

（２）　自立運転　太陽光発電システムにおいて、災害等による大規模停電時に電力会社から電力が供給されなくなった場合に、停電用コンセントから電力を使用できる運転のことをいう。

（登録要件）

第３条　甲は、乙の承諾を得て、次の要件に適合する乙所有の太陽光発電システムを街なかメガソーラーとして登録するものとする。

（１）　荒川区内にある住宅又は事業所等に設置された太陽光発電システム

（２）　自立運転する機能を有する太陽光発電システム

（太陽光発電システムの用途）

第４条　大地震等の災害等による大規模停電が発生したときは、乙は、乙が所有する太陽光発電システムを自立運転に切り替え、その発電電力を自ら利用するとともに、その余剰電力について、甲または近隣住民の要請により、近隣住民に対して、携帯電話等の情報通信機器充電等の用に供する比較的小規模な電力を無償で提供するものとする。

（近隣住民への電力供給方法）

第５条　乙は、災害等による大規模停電時に、次の方法によって、近隣住民に対して太陽光発電システムによる発電電力を提供するものとする。

（１）　乙は、原則、午前 10 時から午後 3 時までの間で、自立発電による発電量に応じて近隣住民への電力提供を行う。

（登録を示す表示板の掲示）

第６条　乙は、乙の門柱、堀等外部から見やすい場所に、街なかメガソーラー登録の太陽光発電システムを所有している旨の、登録を示す表示板を掲示する。

（登録名簿の作成）

第７条　甲は、登録された太陽光発電システムに関する情報について、所在地及び発電規模等に関する名簿を作成し、関係機関で情報共有を行う。また、近隣住民からの問合せを受けた場合及び災害時等に緊急を要する場合に、区民に対して当該名簿に基づき情報提供を行うことがある。

（維持管理）
第８条　登録した太陽光発電システムの日常的な維持管理は、乙が行う。

（自立運転機能の確認等事前準備）
第９条　乙は、大規模停電時に、速やかに、太陽光発電システムを自立運転させることができるよう、日頃から自立運転への切替手順について確認を行う。
２　乙は、近隣住民に対して電力の供給が可能な延長コード等の機器を予め準備し、それにより電力を提供する。

（協定の解除について）
第１０条　次の特別な理由がある場合は、甲又は乙は、本協定を解除することができる。
（１）乙が「荒川区街なかメガソーラー登録制度実施要綱」第７条に基づき、登録（内容変更・辞退届）（別記第３号様式）を提出し、登録を辞退したとき。
（２）甲が「荒川区街なかメガソーラー登録制度実施要綱」第８条に基づき、乙の街なかメガソーラー登録を抹消したとき。

（協議）
第１１条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
荒川区長　西川　太一郎

乙

資料第 106　災害時の医療救護活動についての協定書

災害時の医療救護活動についての協定書

荒川区を「甲」とし、社団法人荒川区医師会を「乙」とし甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、荒川区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護活動計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

⑴　医師
⑵　看護婦
⑶　その他補助事務

（若干名）

（医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の医療救護班は、甲が避難場所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

⑴　傷病者に対する応急処置
⑵　後方医療施設への転送の要否及び、転送順位の決定
⑶　転送困難な患者及び避難場所等における軽易な患者に対する医療
⑷　死亡の確認

（指揮命令）

第６条　医療救護班にかかる指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は甲が指定するものが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄、輸送）

第８条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第９条　救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）

第 10 条　救護所における医療費は無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第 11 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第 12 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

⑴　医療救護班の編成・派遣に要する費用

ア　医療救護班の編成・派遣に要する費用

イ　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

⑵　合同訓練における医療救護活動の前⑴にかかる経費

（災害医療運営連絡会の設置）

第 13 条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する荒川区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細目）

第 14 条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協議）

第 15 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和５２年２月２２日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　　國　井　　郡　彌

東京都荒川区荒川５丁目５番４号
乙　社団法人　荒川区医師会
会長　　古　寺　　清

資料第 107　災害時の医療救護活動実施細目

災害時の医療救護活動実施細目

荒川区を「甲」とし、社団法人荒川区医師会を「乙」とし、甲乙間において、昭和５２年２月２２日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第 14 条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第１条　乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第２条第１項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

２　前項の定めによる報告のあったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第２条　甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき、東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

２　甲は、災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用弁償等）

第３条　前条により、救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第４条　協定書第 12 条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に請求・報告するものとする。

⑴　医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式１）に各医療救護班ごとの医療救護活動報告・医療救護班員名簿（様式１－１）及び医療救護班診療記録（様式１－２）を添えて請求するものとする。

⑵　医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した費用弁償は、前１による様式１に薬品・衛生材料使用報告書（様式１－３）を添えて請求するものとする。

⑶　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式２）に事故傷病者概要（様式２－１）を添えて報告するものとする。

⑷　甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償については、前⑴から⑶の定めを準用する。

⑸　後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（１）による様式１に物件損傷等報告書（様式１－４）を添えて請求するものとする。

⑹　その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和３８年東京都規則第１３６号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第５条　甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めたときは、協定書第 12 条第２項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

甲と乙とは、本細目二通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和５２年２月２２日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　　國　井　　郡　彌

東京都荒川区荒川５丁目５番４号
乙　社団法人　荒川区医師会
会長　　古　寺　　清

資料第 108　災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書

災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書

荒川区を「甲」とし、荒川区柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において災害時における応急業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、荒川区内に地震、台風、その他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合に、甲が行なう災害応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（協力の内容）
第２条　乙が行なう協力の内容は、次の範囲とする。
⑴　負傷者の対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
⑵　負傷者の対する応急手当に必要な衛生材料等の提供
⑶　負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供
（協力の要請）
第３条　甲が乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。
（協力）
第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。
（指揮命令）
第５条　乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行う。
（費用負担）
第６条　甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。
（損害補償）
第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは傷病にかかったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和３６年７月条例第８号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。
（細目）
第８条　この協定の実施に関する細目は別途定める。
（協議）
第９条　この協定の実施に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協議書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年３月１日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　藤　枝　和　博

東京都荒川区西尾久６丁目２番１２号
乙　東京都荒川区柔道接骨師会
会長　相　田　正　明

資料第 109　災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目

災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定細目

荒川区を「甲」とし、荒川区柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において、平成７年３月１日締結した「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、次のとおりとする。

（協力の内容）

第１条　協定書第２条に定める労務の提供については、甲が行なう応急対策業務実施場所までの出動及び衛生材料等の運搬を含むものとする。

（協力の要請）

第２条　協定書第３条に定める甲の要請は、応急対策業務要請書（様式１）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、保健衛生部長が区長名をもって行なうものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理する者が行なうものとする。

（費用負担及び請求）

第３条　協定書第６条に定める費用の負担及びその請求は、次のとおりとする。

⑴　衛生材料等の価格は、災害発生時直前のものとする。

⑵　費用の請求・報告については、応急対策業務終了後、速やかに乙が一括して衛生材料等提供請求書（様式２）に、応急対策活動報告書（様式３）を添えて請求するものとする。

（連絡継送）

第４条　乙における各会員への連絡継送は、乙が行なうものとする。

甲と乙とは、本細目２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年３月１日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　藤　枝　和　博

東京都荒川区西尾久６丁目２番１２号
乙　東京都荒川区柔道接骨師会
会長　相　田　正　明

資料第 110　災害時における歯科医師会の協力に関する協定書

災害時における歯科医師会の協力に関する協定書

荒川区を「甲」とし、荒川区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行なう医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
（医療救護班の派遣）
第２条　甲は、荒川区地域防災計画に基づき甲が行なう医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、甲が設置する救護所に派遣するものとする。
（医療活動の場所）
第３条　乙所属の医療救護班は、甲が設置する救護所に派遣するものとする。
（医療救護班の業務）
第４条　医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。
なお、業務実施に際しては荒川区医師会と協力して行うこととする。
⑴　傷病者の対する応急措置
⑵　救護所における簡易な患者に対する治療
（指揮命令）
第５条　医療救護班にかかる指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。
（医療費）
第６条　救護所における医療費は無料とする。
（費用弁償等）
第７条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
⑴　医療救護班の編成・派遣に要する費用
⑵　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
⑶　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（細目）
第８条　この協定の実施に関する細目は別途定める。
（協議）
第９条　この協定の実施に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協議書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年６月１５日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　藤　枝　和　博

東京都荒川区荒川４丁目２番２１号
乙　荒川区歯科医師会
代表者　会長　　三　橋　　定　男

資料第 111　災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目

災害時における歯科医師会の協力に関する協定細目

「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第８条に基づく細目は、次のとおりとする。

（医療救護班の業務の内容）
第１条　協定書第４条に定める医療救護班の業務の内容については、甲が実施する医療救護活動実施場所までの出動及び医薬品等の運搬を含むものとする。
（医療救護班の派遣要請等）
第２条　協定書第２条に定める医療救護班の派遣要請及び協定書第２条に定める医療救護班の指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、保健衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理する者が行なうものとする。
（費用弁償の請求手続等）
第３条　協定書第７条に定める費用弁償及びその請求は、次のとおりとする。
⑴　医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。
⑵　経費の請求・報告については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して医薬品等提供請求書（別記第１号様式）に、医療救護活動報告書（別記第２号様式）を添えて請求するものとする。
（費用弁償等の支払い）
第４条　甲は、前条により請求・報告された費用弁償請求書等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。
（訓練）
第５条　乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、協議を行なったうえ、協力するものとする。
（連絡）
第６条　乙における各会員への連絡は乙が行なうものとする。

資料第 112　災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と社団法人荒川区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、区内に災害が発生したときに東京都荒川区地域防災計画に基づく医療救護活動を円滑に行うために、区内や区内薬剤師会の協力を得て、応急医薬品及び衛生材料の確保を図ることを目的とする。
（要請）
第２条　甲は、災害が発生し、応急医薬品の調達を必要と認めたときは、乙に対し応急医薬品の優先供給を要請するものとする。
（協力）
第３条　乙は、甲から優先供給の要請があったときは、甲の要請する応急医薬品を甲の指定する場所に納入するものとする。
（費用負担）
第４条　甲は、乙の納入した応急医薬品の代金及びその所要経費を負担するものとする。この場合の応急医薬品の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。
（細目）
第５条　この協定を実施するために必要な事項については別に定める。
（協議）
第６条　この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。
（有効期限）
第７条　この協定の有効期間は、平成７年６月１５日から平成８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに甲乙なんら申し出がないときはこの協定は１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の証として協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成７年６月１５日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
荒川区長　藤　枝　和　博

東京都荒川区荒川２丁目５番２号
乙　社団法人荒川区薬剤師会
代表者　会長　濱　野　勝　助

資料第 113　災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目

災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定細目

平成７年６月１５日付をもって締結した「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）第５条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の手続）

第１条　協定書第２条に定める甲の要請は、応急医薬品供給要請書（別記様式１）により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により行い、後日文書をもって処理するものとする。

２　要請は会長に対して行う。会長に事故ある時は、あらかじめ会長の指名したものに対し行うものとする。

（納品及び検査）

第２条　乙は、甲の要請により応急医薬品を納入したときは、納品書２通を作成し、甲に提出する。

２　甲は、納入された応急医薬品と納入書を確認し、納入書１通に確認者の職氏名を記入し、乙に戻すものとする。

（費用の請求）

第３条　協定書第４条の規定により費用の請求は会長が一括とりまとめて区長に行うものとする。

（報告）

第４条　甲は、乙の組合員に対して毎年医薬品の数量について調査することができるものとする。

資料第 114　災害時における動物救護活動に関する協定

災害時における動物救護活動に関する協定書

荒川区を甲とし、荒川区獣医師会を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力の要請等）
第２条　甲は、荒川区地域防災計画に基づく動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。
２　乙は、甲から要請を受けた場合は、速やかにこれに協力するものとする。
（動物救護活動の場所）
第３条　乙は、甲が指定する場所等において、動物救護活動を実施するものとする。
（動物救護活動の内容）
第４条　乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。
⑴　負傷した動物に対する応急処置
⑵　重傷動物等の後方医療施設への搬送の要否の決定
⑶　動物の死亡の確認
⑷　甲の行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
⑸　前各号に掲げるもののほか、必要な応急業務
（費用弁償等）
第５条　甲の要請に基づき、乙が動物救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
⑴　動物救護活動において携行した医薬品等の実費弁償
⑵　動物救護活動において獣医師等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（細目）
第６条　この協定の実施に関する細目は、別途定める。
（協議）
第７条　この協定の実施に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。
（協定期間）
第８条　この協定は、協定の締結の日から平成２２年３月３１日までの期間有効とする。ただし、期間満了日の３か月前までに、甲乙から何ら申出がない場合は、更に１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

平成２１年５月２７日

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太一郎

東京都荒川区東日暮里一丁目３２番１号
乙　　荒川区獣医師会
代表者　会　長　　安　部　浩　之

資料第 115　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、東京都地域防災計画及び荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、電話等によることができるものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条第１項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　医療器具

（４）　前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第５条　医薬品等の搬送については乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

２　前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

３　第１項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る所要経費は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、請求内訳を確認の上、適当と認めたときは、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第７条　前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議の上決定する。

（有効期限）
第１０条　この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかが解約を申出ない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

平成○○年○月○日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西川　太一郎

乙

資料第 116　災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における霊柩自動車等輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送（以下「遺体搬送」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対して霊柩自動車等による輸送の協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

（要請手続き）

第３条　協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができるものとする。

２　協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職氏名と担当者名

⑵　要請の理由

⑶　要請する車両台数

⑷　履行の期日及び場所

⑸　その他必要な事項

（輸送業務）

第４条　協力要請が行われた場合、輸送に従事する乙の会員は、要請者の指示に従い、斎場等への遺体の輸送業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

２　乙の会員は、甲の協力要請に基づき、甲指定の履行場所へ参集するものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

⑴　従事した車両及び従事者

⑵　従事日数及び走行距離

⑶　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（金額の決定）

第９条　甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生の直前における関東運輸局長への届出運賃を基

準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第１０条　甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第１１条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（支援体制の整備）

第１２条　乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第１３条　乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

（職員の同乗等）

第１４条　災害対策本部長は、必要に応じ、乙の遺体搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。

２　乙は、業務を実施しようとするときは、必要に応じ、災害対策本部長に職員の同乗を要請することができるものとする。

（通知）

第１５条　甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

（連絡責任者）

第１６条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては東京都支部長とする。

（実施細目）

第１７条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第１８条　この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（実施日）

第１９条　この協定は、協定締結の日から実施する。

（有効期間）

第２０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都新宿区四谷三丁目２番地
トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会
会　　長　　一　柳　　錐

資料第 117　災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目

（目的）
第１条　この実施細目は、災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定（以下「協定」という。）第３条第２項、第４条、第５条、第７条及び第１７条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（要請手続）
第２条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。
（会員の名簿）
第３条　乙は、協定第４条の業務に協力するため、事前に指定する乙の会員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届け出ることとする。
（輸送協力報告書）
第４条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。
（経費の請求方法）
第５条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。
（実施日）
第６条　この実施細目は、協定締結の日から実施する。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都新宿区四谷三丁目２番地
トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会
会　　長　　一　柳　　錐

資料第 118　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等（以下「供給等」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に棺等葬祭用品等を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるとし、乙は、実施細目で定める供給品等を甲に対して供給するものとする。

（要請手続き）

第３条　協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができる。

２　協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、　事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職氏名と担当者名

⑵　要請の理由

⑶　要請の内容

⑷　履行の期日及び場所

⑸　その他必要な事項

（供給等業務）

第４条　協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、要請者の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネットにより甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

⑴　供給等の内容

⑵　従事者の氏名

⑶　履行の期日及び場所

⑷　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　供給等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、速やかに乙の指示する支払先にこれを支払うものとする。

（金額の決定）

第９条　甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第１０条　甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第１１条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（支援体制の整備）

第１２条　乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、各会員のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第１３条　乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

（通知）

第１４条　甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

（連絡責任者）

第１５条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局専務理事とする。

（実施細目）

第１６条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第１７条　この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（実施日）

第１８条　この協定は、協定締結の日から実施する。

（有効期間）

第１９条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都港区虎ノ門五丁目１３番１号
社団法人　全日本冠婚葬祭互助協会
会　　長　　山　下　　宗　吉

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等（以下「供給等」という。）について、必要な手続きを定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に棺等葬祭用品等を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるとし、乙は、実施細目で定める供給品等を甲に対して供給するものとする。

（要請手続き）

第３条　協力要請は、荒川区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者（以下「要請者」という。）からも協力要請を行うことができる。

２　協力要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により行うものとし、　事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

⑴　要請を行った者の職氏名と担当者名

⑵　要請の理由

⑶　要請の内容

⑷　履行の期日及び場所

⑸　その他必要な事項

（供給等業務）

第４条　協力要請が行われた場合、供給等に協力する乙の会員は、要請者の指示に従い、甲の指定する場所への葬祭用品の供給等の業務（以下「業務」という。）に従事するものとする。

（報告）

第５条　乙は、業務に従事したときは、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス又はインターネット等により甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

⑴　供給等の内容

⑵　従事者の氏名

⑶　履行の期日及び場所

⑷　その他必要な事項

（経費の負担）

第６条　供給等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、業務に従事した後、速やかに業務の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

２　業務に加え、乙が遺族等の要請により、業務の範囲を越える行為を行った場合、この行為に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（金額の決定）

第９条　甲が負担する業務に関する経費の金額は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）
第１０条　甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年条例第８号）に基づき、これを補償するものとする。
（損害賠償）
第１１条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（支援体制の整備）
第１２条　乙は、災害時における業務が円滑に行われるよう、各会員のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（災害時の情報提供）
第１３条　乙は、業務従事中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。
（通知）
第１４条　甲は、災害時における業務が円滑に行われるよう、協力要請の内容に重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。
（連絡責任者）
第１５条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局長とする。
（実施細目）
第１６条　この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。
（協議）
第１７条　この協定及びこの協定に基づく実施細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定する。
（実施日）
第１８条　この協定は、協定締結の日から実施する。
（有効期間）
第１９条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の２箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに１年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都文京区本駒込三丁目３０番３号
全東京葬祭業連合会
会　　長　　佐 久 間　　登

東京都葬祭業協同組合
理事長　　神　谷　　忠　明

山手葬祭業協同組合
理事長　　佐 久 間　　登

東武葬祭業協同組合
理事長　　泉　　幸　延

東都聖典協同組合
理事長　　井　上　　晴　雄

資料第 119　災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

（目的）
第１条　この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第２条、第３条第２項、第４条、第５条、第７条及び第１６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（供給品目等）
第２条　協定第２条に規定する乙が甲に対して協力する品目等は、次のとおりとする。
⑴　内張り棺（８分厚桐張り、衣裳、棺用納棺セット等を含む）
⑵　ドライアイス
⑶　骨壺等その他必要な物
⑷　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
（要請手続）
第３条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。
（組合員の名簿）
第４条　乙は、協定第４条に規定する供給等に協力するため、事前に指定する乙の組合員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届け出ることとする。
（供給等協力報告書）
第５条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。
（経費の請求方法）
第６条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年１月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都港区虎ノ門五丁目１３番１号
社団法人　全日本冠婚葬祭互助協会
会　　長　　山　下　　宗　吉

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

（目的）
第１条　この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第２条、第３条第２項、第４条、第５条、第７条及び第１６条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。
（供給品目等）
第２条　協定第２条に規定する乙が甲に対して協力する品目等は、次のとおりとする。
⑴　内張り棺（８分厚桐張り、衣裳、棺用納棺セット等を含む）
⑵　ドライアイス
⑶　骨壺等その他必要な物
⑷　遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
（要請手続）
第３条　協定第３条第２項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第１のとおりとする。
（組合員の名簿）
第４条　乙は、協定第４条に規定する供給等に協力するため、事前に指定する乙の組合員名簿を甲に届け出ることとし、協定の有効期間を延長したときもその都度これを甲に届け出ることとする。
（供給等協力報告書）
第５条　協定第５条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。
（経費の請求方法）
第６条　協定第７条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成１２年1月２７日

（甲）東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
荒川区長　　藤　枝　　和　博

（乙）東京都文京区本駒込三丁目３０番３号
全東京葬祭業連合会
会　　長　　佐 久 間　　登

東京都葬祭業協同組合
理事長　　神　谷　　忠　明

山手葬祭業協同組合
理事長　　佐 久 間　　登

東武葬祭業協同組合
理事長　　泉　　幸　延

東都聖典協同組合
理事長　　井　上　　晴　雄

資料第 120　災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定

災害時における障害物除去等の応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と荒川区建設業協会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、区民の生命財産を守ることを基本とし、荒川区地域防災計画に基づく道路障害物除去等の応急対策業務について、乙の積極的な協力を得て甲乙相互間において円滑な運営を確保することを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、この協定に基づく道路障害物除去等の応急対策業務を実施する必要が生じたときは、乙に対して協力を要請する。

２　乙に対する甲の要請は、災対土木部長が行うものとする。ただし、災対土木部長が不在のときは、その職務を代理するものが行う。

３　前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定し行うものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請があったときは区民の生活維持に努めることを基本とし、積極的に協力するものとする。

（活動業務）

第４条　乙は、甲の要請を受けたとき、直ちに、乙の荒川区建設業協会災害協力隊（以下「協力隊」という。）を出動させ、区職員の指揮に従い、乙の保有する資機材等を使用し、積極的に応急作業活動に従事する。

２　乙は、災害現場に区職員が派遣されていない場合は、甲の要請内容に従い、応急作業活動に従事する。この場合、乙は、活動状況概要を甲に報告する。

３　乙は、災害の状況により、緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急作業活動を実施した場合は、初動後、速やかに応急作業活動の概要を甲に報告する。

（費用負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が応急作業活動を実施するため、隊員の出動及び資機材等に要した経費は甲が負担する。

２　甲は、乙から前項の請求があったときは、内容を精査し速やかにその経費を支払うこととする。

（賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰する事由により、業務に従事する資機材等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（損害賠償）

第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和三十六年七月十日条例第八号）の規定により、甲が補償するものとする。

（報告）

第８条　乙は、甲に対して、災害時に出動可能な人員及び資機材の状況を報告する。

２　乙は、甲の要請に迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。

３　乙は、第１、２項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

（協議）
第９条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
（期限）
第10条　この協定の期間は、協定締結の日から、昭和６５年３月３１日までとする。ただし、期間満了日までの３ヵ月前までに、甲乙いずれからか協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに５年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

昭和６０年４月１日

東京都荒川区荒川２丁目２番３号
甲　東京都荒川区
代表者　東京都荒川区長　　町　田　　健　彦

東京都荒川区西日暮里２丁目２１番７号
乙　東京都荒川区建設業協会
代表者　　会長　　兼　村　　喜　市

資料第 121　災害時における応急協力に関する覚書

災害時における応急協力に関する覚書

荒川区（以下、「甲」という。）と、荒川郵便局（以下、「乙」という。）は、甲乙の間において、災害時における協力事項に関し、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（目的）

第１条　この覚書は、荒川区地域防災計画に基づき、災害時に甲及び乙が行う活動に対する相互の協力に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号において定める被害をいう。

（協力事項）

第３条　甲及び乙は、荒川区内に災害が発生し、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力するものとする。

⑴　甲及び乙が収集した被災区民の避難先等の情報を提供すること。

⑵　乙の施設を避難所、物資集積場所等として利用すること。

⑶　乙の車両を緊急連絡車両等として使用すること。

⑷　避難所等において臨時郵便差出箱を設置すること。

⑸　乙が郵政事業災害特別事務取扱いをするための、甲が所有又は管理する施設及び用地を一時使用すること。

⑹　その他、甲及び乙が相互に要請を必要とする事項

（協力の実施）

第４条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲内において、協力するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲及び乙は、第３条に規定する協力に要する経費について、協力した者が要した経費については、法令その他定のあるものを除き、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（協力体制の整備）

第６条　甲及び乙は、災害時における協力体制を整備するため、相互の防災対策の整備状況等について必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この覚書に関する連絡責任者は別に定める。

（有効期間）

第８条　この覚書の有効期間は、平成１０年２月１２日から平成１０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲、乙若しくは双方がこの覚書を取り消す意思表示をしないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例による。

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

上記覚書の証として覚書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１０年２月１２日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
東京都荒川区
代表者　荒川区長　藤　枝　和　博

乙　東京都荒川区荒川三丁目２番１号
荒川郵便局
代表者　荒川郵便局長　星　野　壯　佐

資料第 122　避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書

避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書

荒川区を甲とし、東京都理容生活衛生同業組合荒川支部を乙とし、甲乙間において、次の条項により締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区の区域内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１項に定める災害により、荒川区が開設した避難所（以下「避難所」という。）における住民の避難生活（以下「避難生活」という。）が長期化した場合において、必要に応じて理容サービス業務（以下「業務」という。）を実施することにより、住民の避難生活に伴う心労の負担軽減の一助とすることを目的とする。

（定義）

第２条　避難生活が長期化した場合とは、避難状態がおおむね２週間を経過し、引き続き避難状態が継続されると認められることをいう。

（対象者）

第３条　業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民で、避難生活が前条に定める状態に該当する場合に限るものとする。ただし、避難所に避難している住民で、既に就労している者を除くものとする。

（要請）

第４条　甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し、業務提供の要請を行うことができるものとする。この場合において、要請する業務の内容については、実施細目において定めるものとする。

２　前項の規定による要請は、状況により日時及び場所を指定した上で、口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

３　前項の規定による要請後、甲は、実施細目に定める要請書を乙に対し、提出しなければならない。

（業務の提供）

第５条　前条の要請がされた場合において、乙は、実施細目に定める乙の組合員等を、甲の指定する場所へ派遣するものとする。

２　前項に規定する甲の指定場所は、避難所及び乙の組合員の経営する理容店とする。

３　乙は、業務の提供をしたときは、次の各号に掲げる事項を口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等により甲に報告するものとする。

⑴　業務の内容

⑵　従事者の氏名

⑶　履行の期日及び場所

⑷　その他必要な事項

４　前項の規定による報告後、乙は、実施細目に定める報告書を甲に対し、提出しなければならない。

（費用）

第６条　乙が業務に要した化粧品、医療品等の消耗品については、甲の負担とする。

２　前項の費用は、通常要する実費であって、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

３　甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかに当該費用を支払うものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、業務に従事した者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事したものに係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）の例により、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第８条　甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に対し、損害を与えたと

きは、当該損害を賠償しなければならない。

２　乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成１３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除、又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに１年を延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第１０条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙署名の上、各々１通を保有する。

平成１３年２月２日

甲　東京都荒川区荒川二丁目二番三号
荒川区
代表者　荒川区長　藤　枝　和　博

乙　東京都荒川区西日暮里三丁目二十二番八号
東京都理容生活衛生同業組合荒川支部
代表者　支部長　飛　田　英　雄

資料第 123　避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定実施細目

避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、避難住民に対する理容サービスの提供に関する協定（以下「協定」という。）第４条及び第５条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続き等を定めるものとする。

（要請）

第２条　協定第４条第１項に規定する理容サービス業務（以下「業務」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、業務の提供場所の衛生状況により、要請する業務を減ずるものとする。

⑴　カット

⑵　洗髪

⑶　顔剃り

２　協定第４条第３項に規定する甲が乙に提出する要請書は、様式１のとおりとする。

（業務の提供）

第３条　協定第５条第１項に規定する乙の組合員等とは、理容師法（昭和２２年法律第２３４号）に定める理容師免許証を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店従業員及び甲乙にボランティア登録した者をいう。

２　協定第５条第４項に規定する乙が甲に提出する報告書は、様式２のとおりとする。

本実施細目の締結の証として本実施細目２通を作成し、甲乙署名の上、各々１通を保有する。

平成１３年２月２日

甲　東京都荒川区二丁目二番三号
荒川区
代表者　荒川区長　藤　枝　和　博

乙　東京都荒川区西日暮里三丁目二十二番八号
東京都理容生活衛生同業組合荒川支部
代表者　支部長　飛　田　英　雄

資料第 124　災害時における放送要請に関する協定書

災害時における放送要請に関する協定書

荒川区を甲とし、東京ケーブルネットワーク株式会社を乙とし、甲と乙は、災害時等の緊急の放送に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、荒川区民(以下「区民」という。)の安全を脅かす災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するため、災害情報等の放送について、必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

第２条　甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙に対して、災害情報等の放送を要請することができるものとする。

(要請の手続き)

第３条　甲は、前条の規定による放送を要請するときは、甲乙間で別に定める細目により行うものとする。

(放送の実施)

第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻を甲と協議の上決定し、放送する。

２　乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

(放送料)

第５条　前条の放送に係る放送料は、甲乙が協議し、定めるものとする。

(平常時の準備)

第６条　乙は、災害時に災害情報を円滑に放送するため、想定される放送内容等にっいて、可能な範囲において平常時から準備しておくものとする。

(連絡責任者)

第７条　第3条の規定による放送要請に関する事項の伝達を確実に、また、円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を決め、相互に届け出ておくものとする。

(有効期間)

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１７年３月３１日までとする。ただし甲または、乙より２ヵ月前までにこの協定を取り消す意思表示がない場合は、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第９条　この協定の定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めなき事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成１６年４月１日

甲　　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒　川　区
代表者　荒川区長　　藤　澤　　志　光

乙　　東京都文京区後楽一丁目２番８号
東京ケーブルネットワーク株式会社
代表者　代表取締役社長　　淀　　敬

資料第 125　災害時における放送要請実施細目

災害時における放送要請実施細目

荒川区を甲とし、東京ケーブルネットワーク株式会社を乙とし、甲乙間において、平成１６年４月１日締結した、「災害時における放送要請に関する協定書」（以下「協定」という。）第４条の放送の実施、及び第３条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（放送の実施）

第１条　協定第４条の「放送の実施」については次の通りとする。

⑴　放送の形式　　通常放送（５ch：荒川区民チャンネル）の映像（以下「映像」という。）に文字情報を合成する。

⑵　内容　　緊急情報合成送出システムにより映像を圧縮し、余白の部分（L字）に災害等の情報等を合成し放送する。

⑶　時刻　　甲乙双方とも可及的すみやかに対応し実施する。

（放送内容）

第２条　協定第2条に定める、甲が乙に対して放送要請を行う災害等の情報は次のとおりとする。

⑴　火災情報　　延焼火災

⑵　救助・救急情報　多数死傷者が発生している事故

⑶　災害情報　　台風や地震等による建物浸水や倒壊等人命の危険に関すること

⑷　その他　　人命に関わる特別な事件や事故

（要請の手続き）

第３条　協定第３条に定める、甲が乙に対して放送要請を行う場合は、別表に定めるメールアドレスから前条の情報を発信することにより行うものとする。

（要請の受理）

第４条　乙は、別表に定めるメールアドレスにより、甲からの要請を受理する。

（メールアドレスの届け出）

第５条　第３条および第４条に定めるメールアドレスは、別表のとおりとし、変更があった場合は速やかに届け出るものとする。

（連絡責任者の届け出）

第６条　協定第７条に定める、連絡責任者は別表のとおりとし、変更があった場合は速やかに届け出るものとする。

資料第 126　災害時におけるボランティア活動に関する協定

災害時におけるボランティア活動に関する協定

荒川区(以下「甲」という。)と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)
第１条　この協定書は災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要事項を定めるものとする。
(災害ボランティアセンターの設置)
第２条　甲は、次のいずれかに該当するときは、乙と協議し、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)を設置するものとする。
⑴　荒川区内で震度６弱以上の地震が起きたとき
⑵　前号に掲げる場合のほか、甲がセンターの設置を必要と認めるとき
(設置場所)
第３条　センターの設置場所は、荒川総合スポーツセンターとする。ただし、甲は当該施設が罹災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。
２　甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能の持つ現地ボランティアセンターの設置の必要性を認めたときは、乙と協議のうえ、その設置場所の確保に努めるものとする。
(連携及び協力)
第４条　甲と乙は、相互に連携及び協力し、センターの設置及び運営に関し、必要な業務を実施するものとする。
(センターの活動)
第５条　センターが実施する活動は、次の各号に掲げるものとする。
⑴　災害ボランティアの受け入れ、派遣に関すること
⑵　災害時の避難所等の運営、維持等に対する支援及び協力に関すること
⑶　災害時要援護者又は自宅避難者に対する支援及び協力に関すること
⑷　その他、災害応急及び復興に関する支援に関すること
(平常時の協力)
第６条　乙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。
２　乙は甲とともに、平常時より相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民及び防災関係機関との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。
(資器材等の確保)
第７条　甲と乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。
(費用負担)
第８条　センターの運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。
２　乙は費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。
(損害補償)
第９条　災害応急及び復興活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。
(報告)
第１０条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に１年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

この協定に締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成２２年７月２日

荒川区荒川二丁目２番３号
甲　荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太一郎

荒川区南千住一丁目１３番２０号
乙　社会福祉法人荒川区社会福祉協議会
代表者　会　　長　　三　嶋　重　信

資料第 127　災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区建築業連絡協議会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合で、荒川区地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請内容）

第２条　甲が乙に対し要請する協定の内容は、次のとおりとする。

⑴　倒壊建物等からの救助救出活動に要する人員及び当該救助救出活動に要する資機材の提供に関すること

⑵　道路上に存在する障害物の除去活動に要する人員及び当該除去活動に要する資機材の提供に関すること

⑶　避難施設及び区施設の応急修繕に関すること

⑷　応急仮設住宅の建設に関すること

⑸　その他、甲が必要と認めた業務に関すること

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対し前条に定める協力を要請するときは、災害時協力要請書（第１号様式）により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請することができるものとし、後日、速やかに書面により通知する。

２　乙は、前項に規定する協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り、直ちに必要な措置を実施する。

３　第１項に規定する協力要請は、乙の代表者に対して行うものとする。ただし、代表者が事故又は不在のときには、あらかじめ代表者が指名した者に対して要請するものとする。

（実施報告）

第４条　乙は、甲の要請により第２条各号に規定する協力業務（以下「協力業務」という。）を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合は、口頭で報告することができるものとし、後日、速やかに書面により報告するものとする。

（建築設備関係資機材等提供計画）

第５条　乙は、協力業務を円滑に実施するため、本協定締結後、建築設備関係資機材等提供計画（以下「計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。計画の内容を変更した場合も、同様とする。

２　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　乙に加盟する事業所の名称及び所在地並びに本協定に基づく災害応急活動に従事できる人員

⑵　災害時における調達可能な資機材等

⑶　その他必要な事項

（資機材提供等に要する費用の負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が協力業務を実施した場合において、建築設備関係資機材及び労務提供に要した費用は、甲が負担するものとし、その額は、「東京都工事設計単価」等により算出し、甲と乙が協議の上決定する。

（損害補償）

第７条　甲の要請に基づき協力業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区

条例第８号）に基づき、甲がこれを負担するものとする。

（支援体制の整備）

第８条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、区内における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、次に掲げる職にある者を連絡責任者として定める。

⑴　甲　荒川区防災課長の職にある者

⑵　乙　荒川区建築業連絡協議会会長の職にある者

（災害時の情報提供）

第１０条　乙は、協力業務を実施して得た災害情報を甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第１１条　乙は、この協定に基づき、支援協力を行う場合において知り得た災害に関わる情報及び個人情報について、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第１２条　乙は、災害時における円滑な支援協力が図れるよう、この協定により、支援協力できる乙の会員名簿及び計画を毎年３月末までに、甲に通知する。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に１年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を所有する。

平成２３年１０月６日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西　川　太一郎

乙　東京都荒川区町屋二丁目２１番１８号
荒川区建築業連絡協議会
代表者　会　　長　　大　石　忠　雄

資料第 128　災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川美化研究会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、荒川区地域防災計画に基づく災害時における応急対策業務に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第２条　乙は、甲の要請を受けて、乙が保有する資機材等を使用し、積極的に次に掲げる応急対策業務（以下「協力業務」という。）に従事する。

（１）倒木撤去及び道路等の障害物除去に関すること。

（２）がれきその他廃棄物等の運搬に関すること。

（３）道路清掃、散水及び側溝浚渫等による生活道路の通行確保に関すること。

（４）車両、資機材及び人員の提供に関すること。

（５）その他乙が甲に協力できること。

（報告）

第３条　乙は、甲に対して、災害時に出動可能な人員及び資機材の状況を報告する。

２　乙は、甲の要請へ迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。

３　乙は、前２項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

（要請）

第４条　甲は、災害が発生し、第２条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定して行うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、災害の状況により緊急を要すると判断した場合、第２条の協力業務の実施を判断するものとする。

（費用負担）

第５条　乙が実施した協力業務に要した会員の出動及び資機材等にかかる費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰する事由により、協力業務で使用する乙の資機材に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。この場合、乙は事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年５月１７日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西　川　太一郎

乙　東京都荒川区南千住一丁目４３番１号
荒川美化研究会
代表者　会長　川　口　宏

資料第 129　災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京都塗装工業協同組合荒川支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、荒川区地域防災計画に基づく災害時における応急対策業務に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第２条　乙は、甲の要請を受けて、乙が保有する資機材等を使用し、次に掲げる応急対策業務（以下「協力業務」という。）へ積極的に従事する。

（１）避難施設及び区施設の応急措置に関すること。

（２）車両、資機材及び人員の提供に関すること。

（３）その他乙が甲に協力できること。

（報告）

第３条　乙は、甲に対して、災害時に出動可能な人員及び資機材の状況を報告する。

２　乙は、甲の要請へ迅速に対応できる連絡体制を確立し、これを甲に報告する。

３　乙は、前２項に著しい変化が生じたときは速やかに、甲に報告する。

（要請）

第４条　甲は、災害が発生し、第２条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

２　前項の要請は、災害現場の状況により必要な人員、資機材、場所及び日時等を指定して行うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、災害の状況により緊急を要すると判断した場合、第２条の協力業務を実施する。

４　乙は、前項の協力業務を実施した場合は、速やかに甲に報告する。

（費用負担）

第５条　乙が実施した協力業務に要した人員及び資機材等にかかる費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第６条　甲は、甲の責に帰する事由により、協力業務で使用する乙の資機材に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者もしくは第三者に損害を与えたときは、その損害の責を負うものとする。この場合、乙は事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和３６年荒川区条例第８号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該

有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２８年５月２３日

甲　東京都荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　西　川　太一郎

乙　東京都荒川区西日暮里一丁目１９番１４号
東京都塗装工業協同組合荒川支部
代表者　支部長　都　築　洋

資料第 130　災害時における語学ボランティア協力に関する協定書

災害時における語学ボランティア協力に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川警察署（以下「乙」という。）と南千住警察署（以下「丙」という。）と尾久警察署（以下「丁」という。）と学校法人新井学園赤門会日本語学校（以下「戊」という。）は、災害時における語学ボランティア協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、区内において外国人居住者及び外国人観光客等が避難し、避難生活などに支障が生じているときに、甲乙丙丁からの協力要請に基づき、戊に在籍する日本語が堪能な外国人留学生（以下「語学ボランティア」という。）が行う通訳活動について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この協定にいう災害とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に定めるものをいう。

（語学ボランティアの協力）

第３条　甲乙丙丁は、区内で外国人居住者及び外国人観光客等の避難生活などに支障が生じている情報を入手し、通訳等支援の必要があると認めるときは、戊に対し、語学ボランティアの協力を求め、戊は、戊に在籍する外国人留学生の協力を得るよう努めるものとする。ただし、戊に在籍する外国人留学生が被災、若しくは活動場所周辺の被害状況により到着が困難と認められる場合は、この限りではない。

（協力要請）

第４条　甲乙丙丁は、戊に対し語学ボランティアの協力要請をする場合は、活動期間、活動場所、活動内容、対応言語、協力人数等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面で要請するいとまがなく緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は直接口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

２　前項の協力要請について、戊の所在地を管轄しない丙丁は、甲を通じて要請するものとする。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づく活動により発生した費用については、無償とする。

（損害補償）

第６条　この協定に基づく活動に関し、語学ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

２　前項のボランティア保険の保険料については、甲が負担するものとする。

（期間）

第７条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の１か月前までに、甲乙丙丁戊のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁戊協議の上、定めるものとする。

本協定書は、５通作成し甲乙丙丁戊それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年３月１３日

（甲）　荒川区荒川二丁目２番３号
荒川区
代表者　荒川区長　　西 川　太 一 郎

（乙）　荒川区荒川三丁目１番２号
警視庁荒川警察署
代表者　荒川警察署長　　武 田　宗 洋

（丙）　荒川区南千住六丁目４５番４３号
警視庁南千住警察署
代表者　南千住警察署長　　木 梨　貴 之

（丁）　荒川区西尾久三丁目８番５号
警視庁尾久警察署
代表者　尾久警察署長　　坂　元　徳　仁

（戊）　荒川区東日暮里六丁目３９番１２号
学校法人新井学園
赤門会日本語学校
代表者　理事長　　新 井　時 賛

資料第 131　警察署管轄区域

方面	警 察 署	住　所	電話番号	管 轄 区 域
6	尾 久 警 察 署	西 尾 久 3-8-5	3810-0110	東尾久 1～8 丁目 西尾久 1～8 丁目 町屋 5～7 丁目
	南千住警察署	南 千 住 6-45-43	3805-0110	南千住 1～8 丁目 東日暮里 1 丁目（1～8 番、14 番、17 番）
	荒 川 警 察 署	荒　　川 3-1-2	3801-0110	荒川 1～8 丁目 東日暮里 1 丁目（1～8 番、14 番、17 番を除く）、2～6 丁目 西日暮里 1～6 丁目 町屋 1～4 丁目、8 丁目

大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）するものです。

また、大震災には至らない震度5強の地震発生時においても、交通の安全と円滑を図るため、道路交通法に基づく交通規制を実施するものとします。

【交通規制図】

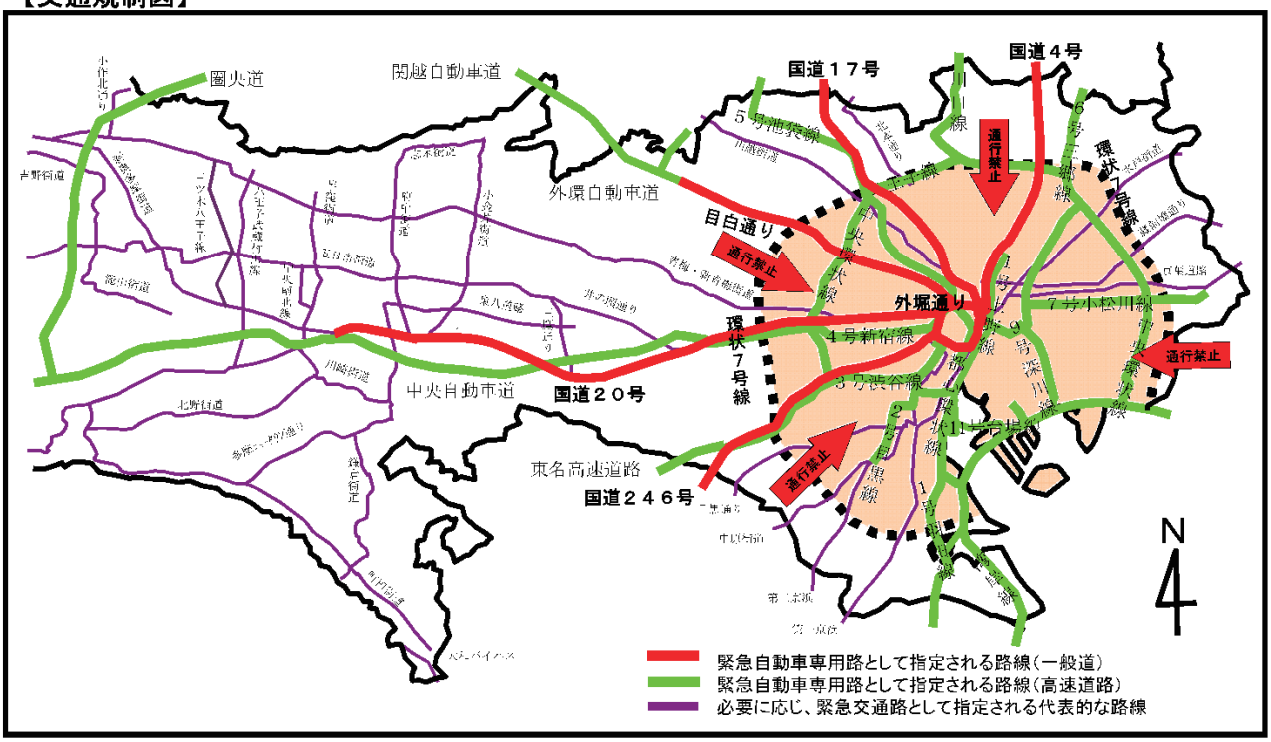

第一次交通規制(道路交通法)

1　**環状７号線内側への一般車両の流入禁止**
　都心部の交通量を削減するため、環状７号線において流入規制を実施する。

2　**環状８号線内側への一般車両の流入抑制**
　信号制御により、都心方向への流入を抑制する。

3　**「緊急自動車専用路」の指定**
　次の７路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号(日光街道 他)	国道17号(中山道・白山通り 他)
国道20号(甲州街道 他)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

4　**都内に極めて甚大な被害が生じている場合**
　被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

第二次交通規制(災害対策基本法)

1　**「緊急交通路」の優先指定**
　緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。

2　**その他の「緊急交通路」の指定**
　被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

※　国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しも行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状7号線内側への一般車両の流入を禁止 し、かつ、環状8号線内側への一般車両の流入を抑制します。

資料第 133　消防署管轄区域

［消防署］

方面	消 防 署	住　所	電話番号	管 轄 区 域
6	荒 川 消 防 署	荒　　川 2 -1-13	3806-0119	荒川１丁目から荒川８丁目まで 東日暮里１丁目から東日暮里６丁目まで 南千住１丁目から南千住８丁目まで 西日暮里１丁目から西日暮里６丁目まで
	尾 久 消 防 署	東 尾 久 8-44-4	3800-0119	荒川区のうち、東京消防庁荒川消防署の管轄区域以外の区域

［消防署出張所］

消 防 署	出 張 所	住　所	電話番号
荒 川 消 防 署	音 無 川 出 張 所	西日暮里 2-19-9	3891-0119
	汐 入 出 張 所	南 千 住 8-2-4	3807-0119
	南 千 住 出 張 所	南 千 住 6-59-17	3805-0119
	日 暮 里 出 張 所	東日暮里 3-9-26	3801-0119
尾 久 消 防 署	尾 竹 橋 出 張 所	町　　屋 6-32-5	3809-0119
	下 尾 久 出 張 所	東 尾 久 3-5-4	3895-0119

資料第 134　災害救助法（抄）

災 害 救 助 法（抄）

（救助の対象）

第２条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

（救助の種類）

第 23 条　救助の種類は、次のとおりとする。

一　収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

二　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三　被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

四　医療及び助産

五　災害にかかった者の救出

六　災害にかかった住宅の応急修理

七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八　学用品の給与

九　埋葬

十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

２　救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

３　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（事務処理の特例）

第 30 条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

２　前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（費用の支弁区分）

第 33 条　第 23 条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

（繰替支弁）

第 44 条　都道府県知事は、第 30 条第 1 項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる

資料第 135　災害救助法施行令（抄）

災害救助法施行令（抄）

（災害の範囲）

第１条　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第 1 に定める数以上の世帯の住家が減失したこと。

二　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 2 に定める数以上の世帯の住家が減失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 3 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第 4 に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

２　前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は 3 世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第８条　法第 23 条第 1 項第 10 号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一　死体の捜索及び処理

二　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

資料第 136　区市町村別災害救助法適用基準表

区市町村		人口	基準 1号	基準 2号
区部	千代田区	61,269	80	40
	中央区	156,823	100	50
	港区	253,639	100	50
	新宿区	342,297	150	75
	文京区	217,419	100	50
	台東区	196,134	100	50
	墨田区	268,898	100	50
	江東区	513,197	150	75
	品川区	387,622	150	75
	目黒区	276,784	100	50
	大田区	723,341	150	75
	世田谷区	900,107	150	75
	渋谷区	224,680	100	50
	中野区	328,683	150	75
	杉並区	564,489	150	75
	豊島区	287,111	100	50
	北区	348,030	150	75
	荒川区	214,644	100	50
	板橋区	561,713	150	75
	練馬区	728,479	150	75
	足立区	685,447	150	75
	葛飾区	460,423	150	75
	江戸川区	695,366	150	75
	計	9,396,595		
多摩地域	八王子市	563,178	150	75
	立川市	182,658	100	50
	武蔵野市	144,902	100	50
	三鷹市	186,375	100	50
	青梅市	135,248	100	50
	府中市	258,654	100	50
	昭島市	113,244	100	50
	調布市	232,473	100	50
	町田市	428,742	150	75
	小金井市	120,268	100	50
	小平市	191,308	100	50
	日野市	184,667	100	50
	東村山市	151,018	100	50
多摩地域	国分寺市	121,673	100	50
	国立市	75,723	80	40
	福生市	58,384	80	40
	狛江市	81,788	80	40
	東大和市	85,718	80	40
	清瀬市	74,845	80	40
	東久留米市	116,830	100	50
	武蔵村山市	72,489	80	40
	多摩市	148,724	100	50
	稲城市	89,915	80	40
	羽村市	55,870	80	40
	あきる野市	80,985	80	40
	西東京市	201,058	100	50
	計	4,156,737		
	瑞穂町	33,532	60	30
	日の出町	16,959	50	25
	檜原村	2,244	30	15
	奥多摩町	5,233	40	20
	計	59,968		
島部	大島町	7,880	40	20
	利島村	321	30	15
	新島村	2,724	30	15
	神津島村	1,894	30	15
	三宅村	2,538	30	15
	御蔵島村	324	30	15
	八丈町	7,560	40	20
	青ケ島村	166	30	15
	小笠原村	2,641	30	15
	計	26,048		
都計		13,637,348		

（注１）表中の「１号」「２号」は、それぞれ災害救助法施行令第１条第１号及び第２号を指す。

（注２）人口は、平成 30 年１月１日現在の住民基本台帳による。

資料第137　災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・区市町村）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり ３２０円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,516,000円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から２０日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 ３　同一敷地内等に概ね５０戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（５０戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○借上型仮設住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり １，１３０円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は　1/３日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="7">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="7">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="2">１　夏季（４月～９月）冬季（１０月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td rowspan="2">災害発生の日から１０日以内</td><td rowspan="2">１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>区　　分</td><td>１人世帯　２人世帯　３人世帯　４人世帯　５人世帯　６人以上１人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td>全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,400　23,700　34,900　41,800　52,900　7,800</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>30,400　39,500　54,900　64,200　80,800　11,100</td><td></td></tr>
<tr><td>半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000　8,100　12,100　14,700　18,600　2,600</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>9,800　12,700　18,000　21,400　27,000　3,500</td><td></td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から１４日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>１　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
１世帯当りの限度額
５７４，０００円以内</td><td>災害発生の日から１ヵ月以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4，400円 中学生生徒　4，700円 高等学校等生徒　5，100円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 210，200円以内 小人（12歳未満） 168，100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3，400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5，300円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135，100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1　三千万円以下の部分の金額については百分の十 2　三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3　六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4　一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5　二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6　三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7　五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料第 138　震災時広報文例

地震時の自動放送（震度 5 弱以上）

［無線］
こちらは、防災あらかわです。
大きな地震が発生しました。身の安全を確保しましょう。
落ち着いて行動してください。火の元を確認しましょう。
隣近所で助け合いましょう。
こちらは、防災あらかわです。

（ 繰返し放送 ）

地震情報の伝達

［無線］
荒川区から地震情報をお知らせします。
先程の地震の震源地は○○で、震源の深さは約○○ｋｍと推定されます。
荒川区の震度は○○で、地震の規模は、マグニチュード○○でした。
今後も、テレビ・ラジオや区役所からの情報に注意し、落着いて行動してください。

（ 繰返し放送 ）

地震時の一般的注意

［無線］
こちらは、荒川区災害対策本部です。
・　区民のみなさん、もう一度火の元を確認してください。
　ガスの元栓は締めましたか。もし、火が出たら、隣り近所に声をかけあい、小さいうちに消し止めてください。
・　まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。
・　看板やガラスの破片が落ちたり、ブロック塀などがたおれることがありますので、注意しましょう。
・　引き続き、テレビ・ラジオや区役所からの情報に注意し、落着いて行動して下さい。

（ 繰返し放送 ）

［広報車］
こちらは、荒川区の広報車です。
（ 本文、無線と同じ ）

防災区民組織への活動要請

[無線]

こちらは、荒川区災害対策本部です。

ただいまの地震により、荒川区内の各地で被害が発生している模様です。

防災区民組織（や町会）の役員、リーダーの皆さんは、それぞれの役割に従って直ちに活動を開始してください。

また、区民の皆さんも、自分達のまちを守るため、役員やリーダーの方々に協力してください。

（ 繰返し放送 ）

[広報車]

こちらは、荒川区の広報車です。

（ 本文、無線と同じ ）

火災地区住民への避難の呼びかけ

[無線]

荒川区災害対策本部から〇〇地域の避難勧告についてお知らせします。

現在、〇〇地域は、火災が発生し(〇〇方向へ)延焼中です。

この地域は、避難勧告が出されていますので、現場の警察官や消防職員の指示に従って(〇〇へ)避難してください。

避難には絶対に車を使わないようにして下さい。持ち物も非常持出品など最小限にしましょう。

（ 繰返し放送 ）

避難時の注意事項

[無線]

こちらは、荒川区災害対策本部です。

現在、〇〇地域に、避難勧告が出ています。

- 住民の皆さん、車や自転車は使わずに必ず歩いて避難しましょう。
- 避難の際は、ヘルメットなどで頭を保護し、持ち物は非常持出し品など最少にとどめましょう。
- お年寄りや病人などがいたら、みんなで助け合いましょう。
- 現場の警察官や消防職員などの指示に従って落着いて避難してください。

（ 繰返し放送 ）

[広報車]

こちらは、荒川区の広報車です。

（ 本文、無線と同じ ）

避難所等の開設状況

[無線]

荒川区災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。

荒川区では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校、・・・(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたのでご利用ください。

（ 繰返し放送 ）

[広報車]

こちらは、荒川区の広報車です。

（ 本文、無線と同じ ）

飲料水・食料等の供給状況

[無線]

こちらは、荒川区災害対策本部です。

断水している地域の方々のために、現在、○○公園、○○において飲み水をくばっていますので、ご利用ください。

また、○○小学校、○○中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食料・毛布などをおくばりしています。（また、被害にあわれた方々には、防災区民組織や町会を通じ食料・毛布などをお渡ししています。）

（ 繰返し放送 ）

[広報車]

こちらは、荒川区の広報車です。

（ 本文、無線と同じ ）

資料第 139　緊急道路障害物除去路線網

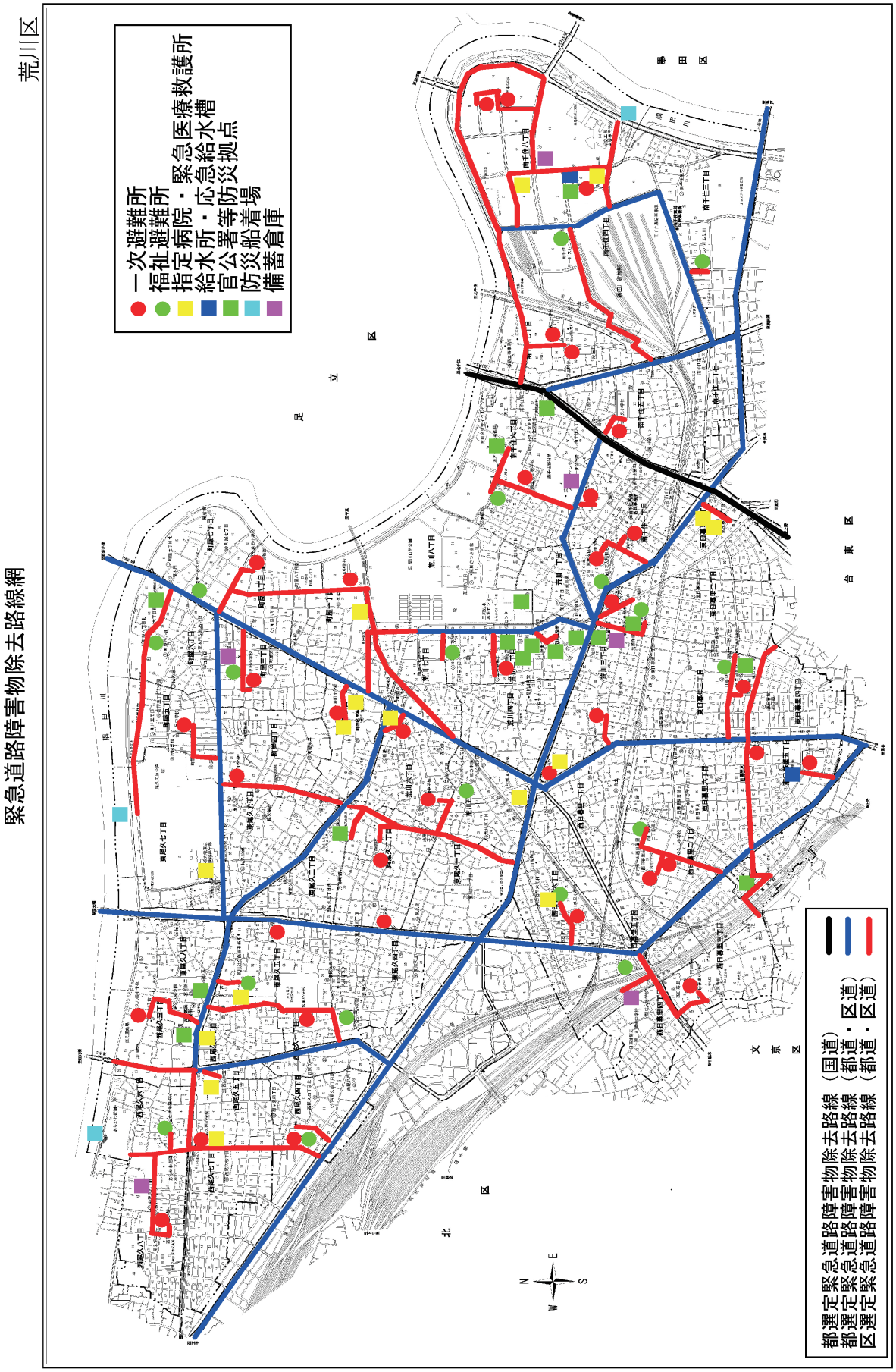

資料第 140　東京都の津波予報区

東京都の津波予報区（東京管区気象台）

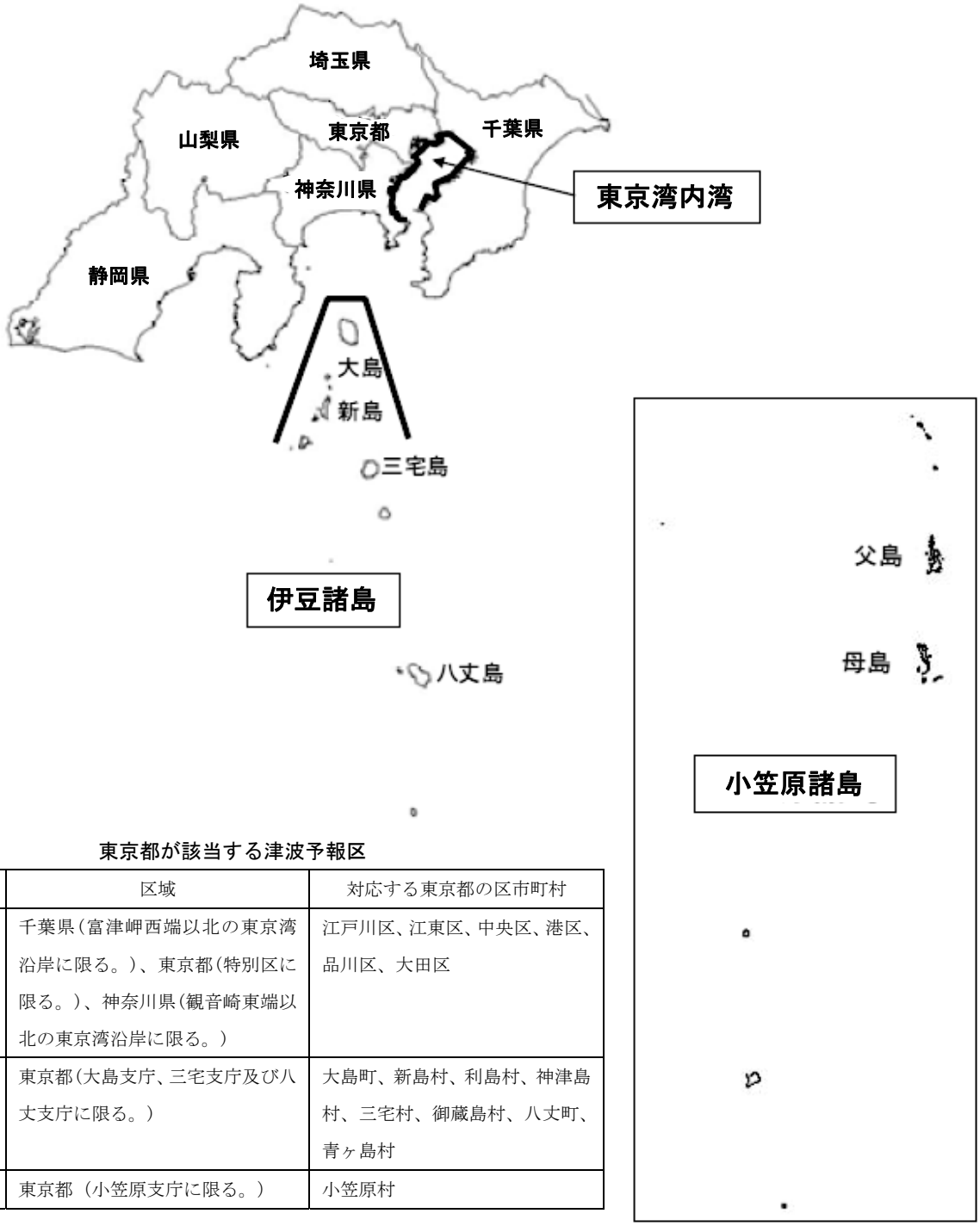

東京都が該当する津波予報区

津波予報区	区域	対応する東京都の区市町村
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）	江戸川区、江東区、中央区、港区、品川区、大田区
伊豆諸島	東京都（大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁に限る。）	大島町、新島村、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島	東京都（小笠原支庁に限る。）	小笠原村

資料第 141　応急仮設住宅建設予定地

場所(施設名)	所在地	規模(㎡)	摘　要	所 有
都立汐入公園	南千住 8-13	126,485 ㎡	多目的広場、ふれあい広場の平坦面があり、給水所がある。	都
東尾久運動場多目的広場	東尾久 7-1	7,300 ㎡	平坦面であり、前面に道路があり、車両乗り入れが可能である。	都
南千住野球場	南千住 6-45	17,415 ㎡	平坦面であり、2 方向に道路がある。また車両乗り入れが可能である。	区
区民運動場	西尾久 3-14	6,608 ㎡	平坦面であり、車両乗り入れが可能である。ただし前面道路が狭隘のため車両通行に難あり。	区
あらかわ遊園運動場	西尾久 8-3	5,430 ㎡	平坦面であり、前面に道路があり車両の乗り入れが可能である。	区

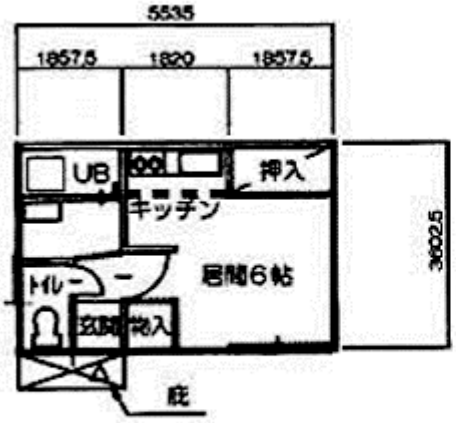

6坪の単身者向け仮設住宅
約19.9㎡（約6坪）
（同様の間取りを連棟建築した
バリエーションもある）

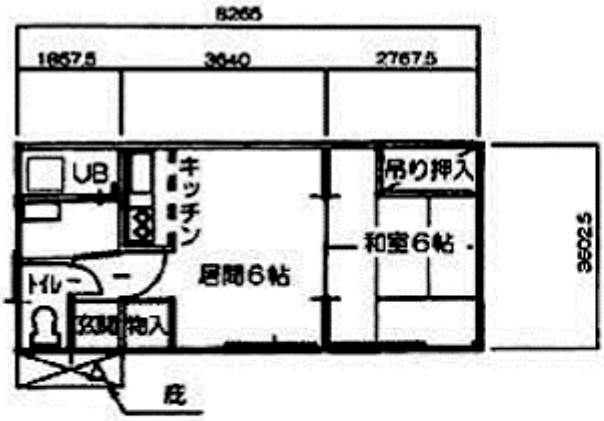

9坪の2～4人世帯向け仮設住宅
約29.8㎡（約9坪）
（同様の間取りを連棟建築した
バリエーションもある）

図 応急仮設住宅の間取り図(1)
(出典:(社)プレハブ建築協会『有珠山噴火仮設住宅建設の記録2000』)

資料第142　災害弔慰金の支給等に関する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月14日
条　例　第　２４　号

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給し、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付け、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。
(定義)
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
⑵　区民　災害により被害を受けた当時、荒川区の区域内に住所を有した者をいう。

第2章　災害弔慰金の支給
(災害弔慰金の支給)
第3条　災害弔慰金は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡した区民(以下「死亡者」という。)の遺族に対して支給する。
(災害弔慰金を支給する遺族)
第4条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、死亡者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項及び第4項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
⑴　配偶者
⑵　子
⑶　父母
⑷　孫
⑸　祖父母
2　前項の場合において、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、当該死亡者の兄弟姉妹（当該死亡者が死亡当時において同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。）が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
3　第1項後段の場合において、同順位の父母については、義父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし、父母の実父母を後にする。
4　先順位の遺族が遠隔地にいる場合その他の事情により、第1項又は前項の規定により難いときは、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる遺族のうち、区長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。
5　前各号の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は、全員に対してし

たものとみなす。
(災害弔慰金の額)
第5条　死亡者1人当たりの災害弔慰金の額は、当該死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
(死亡の推定)
第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。
(支給の制限)
第7条　災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。
⑴　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
⑵　令第2条の規定に該当する場合
(支給の手続)
第8条　区長は、災害弔慰金を支給すべき事由があると認めるときは、荒川区規則(第16条において「規則」という。)で定めるところにより災害弔慰金を支給する。
2　区長は、遺族に対し、災害弔慰金の支給に関し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給
(災害障害見舞金の支給)
第9条　災害障害見舞金は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある区民(次条において「障害者」という。)に対して支給する。
(災害障害見舞金の額)
第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。
(準用)
第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け
(災害援護資金の貸付け)
第12条　災害援護資金は、令第3条に規定する災害(以下この章において「災害」という。)により法第10条第1項に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付ける。
2　前項の規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。
(貸付限度額)
第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
⑴　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下この条において「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下この条において「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円
ウ　住居が半壊した場合　270 万円
エ　住居が全壊した場合　350 万円
⑵　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円
イ　住居が半壊した場合　170 万円
ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250 万円
エ　住居の全体が滅失又は流失した場合　350 万円

2　前項第 1 号ウ又は第 2 号イ若しくはウに規定する場合において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さなければならないことその他の特別の事情があるときは、同項第 1 号ウ中「270 万円」とあるのは「350 万円」と、同項第 2 号イ中「170 万円」とあるのは「250 万円」と、同号ウ中「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えて適用する。

(利率)

第 14 条　災害援護資金の貸付利率は、延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。ただし、据置期間中は無利子とする。

(償還等)

第 15 条　災害援護資金の償還は、貸付けの日の翌日から起算して 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合にあっては、5 年)の据置期間を置き、この期間を含めて 10 年以内に行うものとし、元利均等の年賦償還の方法によるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章　補則

(委任)

第 16 条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 7 月 16 日以後に生じた災害に関して適用する。

2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第１項に規定するものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 14 条及び第 15 条第１項の規定の適用については、第 14 条中「年３パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号）第 14 条第３項の規定により保証人を立てる場合にあっては年零パーセント）」と、第 15 条第１項中「３年」とあるのは「６年」と、「５年」とあるのは「８年」と、「10 年」とあるのは「13 年」とする。

3　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第 15 条第３項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第１項の規定により読み替えられた法第 13 条第１項及び平成 23 年特別令第 14 条第７項の規定によるものとする。

付　則(昭和 50 年 7 月 10 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 23 日以後に生じた災害に関して適用する。

付　則(昭和 52 年 3 月 18 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和53年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和56年10月9日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付　則(昭和57年12月14日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3章の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(昭和62年3月20日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成3年12月11日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成23年7月8日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年３月11日から適用する。

附　則（平成23年12月16日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

資料第 143　災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 11 月 14 日
規　則　第　３４　号

第 1 章　総則
(趣旨)
第 1 条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章　災害弔慰金の支給
(支給の手続)
第 2 条　区長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえ支給する。
⑴　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の住所、氏名、性別及び生年月日
⑵　死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の生年月日、場所その他の死亡の状況
⑶　死亡者の遺族に関する事項
⑷　支給の制限に関する事項
⑸　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(必要書類の提出)
第 3 条　区長は、区民が荒川区(以下「区」という。)の区域外で死亡した場合は、その者の遺族に対して当該死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
2　区長は、遺族が区の区域内に住所を有しない場合は、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章　災害障害見舞金の支給
(支給の手続)
第 4 条　区長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえ支給する。
⑴　障害者の住所、氏名、性別及び生年月日
⑵　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
⑶　障害の種類及び程度に関する事項
⑷　支給の制限に関する事項
⑸　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(必要書類の提出)
第 5 条　区長は、区民が区の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった場合は、その者に対して当該負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
2　区長は、障害者に対して災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第 1 号様式)を提出させるものとする。

第 4 章　災害援護資金の貸付け
(借入れの申込み)
第 6 条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申

込書(以下「借入申込書」という。別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。

2　借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、療養見込期間を記載した医師の診断書

⑵　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、区の区域内に住所を有しなかった借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得につき所得の額を明らかにすることができる区市町村長の証明書

⑶　その他町長が必要と認める書類

3　借入申込者は、被害を受けた日の属する月の翌月から起算して3月以内に、借入申込書を提出しなければならない。

(調査)

第7条　区長は、借入申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条　区長は、貸付けを決定したときは災害援護資金貸付決定通知書(以下「貸付決定通知書」という。別記第3号様式)により、貸付けをしないものと決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第4号様式)により借入申込者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第9条　貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用証書(以下「借用証書」という。別記第5号様式)に借入申込書及び保証人の印鑑証明書を添えて、区長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条　区長は、前条の借用証書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条　区長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、借用証書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく当該借受人に返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条　借受人は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還申出書(別記第6号様式)を区長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

2　区長は、支払の猶予を認めるものと決定したときは支払猶予承認通知書(別記第8号様式)により、支払の猶予を認めないものと決定したときは支払猶予不承認通知書(別記第9号様式)により借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(別記第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2　区長は、支払免除を認めるものと決定したときは違約金支払免除承認通知書(別記第11号様式)により、支払免除を認めないものと決定したときは違約金支払免除不承認通知書(別記第12号様式)により借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第15条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(別記第13号様式)を区長に提出しなければならない。

2　前項の申請者には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

⑴　借受人の死亡を証する書類

⑵　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3　区長は、償還の免除を認めるものと決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記第 14 号様式）により、償還の免除を認めないものと決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書（別記第 15 号様式）により償還免除申請者に通知するものとする。

（督促）

第 16 条　区長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（届出事項）

第 17 条　借受人又は保証人が氏名又は住所を変更したときは、借受人は、氏名等変更届書（別記第 16 号様式）により速やかに区長に届け出なければならない。

2　借受人が死亡したときは、借受人の同居の親族又は保証人は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

第 5 章　補則

（委任）

第 18 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

付　則

1　この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 7 月 16 日以後に生じた災害に関して適用する。

2　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第１項に規定するものに対する災害援護資金の貸付けに係る第６条第３項の規定の適用については、同項中「被害を受けた日の属する月の翌月から起算して３月以内」とあるのは「平成 30 年３月 31 日まで」とする。

3　前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第９条の規定の適用については、同条中「保証人の連署した災害援護資金借用証書」とあるのは「災害援護資金借用証書」と、「借入申込者及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「借入申込者の印鑑証明書」とする。

付　則（昭和 58 年１月 31 日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第３章及び第１号様式の規定は、昭和 57 年７月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（平成 23 年７月８日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 23 年３月 11 日から適用する。

資料第 144　被災者生活再建支援法（抄）

被災者生活再建支援法（抄）

平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号
第 142 回通常国会
第二次橋本内閣
最終改正　平成 23 年 8 月 30 日法律第 100 号

第１章 総則

（目 的）

第１条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定 義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二　被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

イ　当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ハ　当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

第２章 被災者生活再建支援金の支給

（被災者生活再建支援金の支給）

第３条　都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

２　被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第 5 項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあっては、50 万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200 万円

二　その居住する住宅を補修する世帯 100 万円

三　その居住する住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50 万円

３　前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあっては、50 万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

４　前 2 項の規定にかかわらず、前条第 2 号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300 万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

５　単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項及び第 3 項中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「375 千円」と、第 2 項中「200 万円」とあるのは「150 万円」と、前項中「300 万円」とあるのは「225 万円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第４条　都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第 6 条第 1 項に規定する支援法人に委託することができる。

２　都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第６条第１項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第５条　支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

資料第 145　被災者生活再建支援法施行令

被災者生活再建支援法施行令

平成 10 年 11 月 5 日政令第 361 号
最終改正　平成 22 年 9 月 3 日政令第 192 号

内閣は、被災者生活再建支援法（平成 10 法律第 66 号）第 2 条第 2 号、第 3 条、第 5 条及び第 21 条の規定に基づき、この政令を制定する。

（支援金の支給に係る自然災害）

第１条　被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第 2 条第 2 号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

一　自然災害により災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項の規定により同条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害

二　自然災害により 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災　害

三　自然災害により 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害

四　自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第 1 号又は第 2 号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第 254 条に規定する人口をいう。次号及び第 6 号において同じ。）10 万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

五　第 3 号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、第 1 号から第 3 号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

六　第 3 号又は第四号に規定する都道府県が 2 以上ある場合における市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により 5（人口 5 万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第２条　法第 2 条第 2 号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に定めるものとする。

（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）

第３条　法第 3 条第 4 項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第 2 項第 1 号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とする。

一　当該自然災害について災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第 61 条第 1 項の規定による立退きの指示（以下「避難勧告等」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して 3 年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第 60 条第 4 項（同法第 61 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して 2 年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

二　当該自然災害について災害対策基本法第 63 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）若しくは第 2 項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以

下「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して 3 年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して 2 年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

2　法第3条第4項の政令で定める額は、同条第2項の規定による額（同条第3項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）に 70 万円を加えた額（その額が 300 万円を超えるときは、300 万円）とする。

3　前 2 項の規定は、法第 2 条第 2 号ハに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第 1 項中「同条第2項第1号」とあるのは「同条第5項において読み替えて準用する同条第2項第1号」と、前項中「同条第2項」とあるのは「同条第5項において読み替えて準用する同条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「同条第5項において読み替えて準用する同条第3項」と、「70 万円」とあるのは「525 千円」と、「300 万円」とあるのは「225 万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

第４条　法第 3 条第 1 項の規定による支援金（同条第 2 項各号（同条第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。第 3 項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して 13 月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第 4 条第 1 項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。

2　法第 3 条第 1 項の規定による支援金（同条第 2 項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して 37 月を経過する日までに、申請書に、同条第 2 項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

3　法第3条第1項の規定による支援金（前条第2項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過した日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

4　前 3 項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第 3 条第 1 項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

（内閣府令への委任）

第５条　この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成 10 年 11 月 6 日）から施行する。

（合併市町村に係る特例）

2　平成 32 年 3 月 31 日までに行われた市町村の合併（2 以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下この項において同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下この項において「合併市町村」という。）の区域のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村
をいう。以下この項において同じ。）の区域であった区域に係る法第 2 条第 2 号の政令で定める自然災害は、第 1 条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

一　第1条第4号に規定する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口（市町村の合併が行われた日前の直近において官報で公示された国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。次号及び第3号において同じ。）が10万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年以内に生じたものに限る。）

二　第1条第3号又は第4号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口が10万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、同条第1号から第3号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年以内に生じたものに限る。）

三　第1条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合における合併関係市町村（合併前人口が10万未満のものに限る。）の区域であった区域であって、その自然災害により5（合併前人口が5万未満の合併関係市町村の区域であったものにあっては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（以下この号において「特定区域」という。）及び特定区域（合併前人口が5万未満の合併関係市町村の区域であったものに限る。以下この号において「被隣接区域」という。）に隣接する区域（被隣接区域の全部又は一部（その自然災害により1以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区域に限る。）を含む市町村の区域内の区域に限る。）のうち被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日前5年目に当たる日から、被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に市町村の合併が行われた合併関係市町村の区域であった区域であって、その自然災害により1以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（当該区域に係る合併関係市町村（以下この号において「隣接合併関係市町村」という。）の合併前人口（その区域の一部が合併市町村の区域の一部となった合併関係市町村にあっては、当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併前の人口（当該合併関係市町村の合併前人口を市町村の合併が行われた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出したものをいう。）。以下この号において同じ。）及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計（隣接合併関係市町村が複数ある場合は、それらのすべての合併前人口及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計）が5万未満である場合に限る。）に係る当該自然災害（特定区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年以内に生じたものに限る。）

附　則　（平成12年6月7日政令第303号）　抄

（施行期日）

第1条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成13年1月6日）から施行する

附　則　（平成16年3月31日政令第99号）

この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成16年法律第13号）の施行の日（平成16年4月1日）から施行する。

附　則　（平成17年6月22日政令第216号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令（以下「新令」という。）第4条の規定は平成16年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、平成 16 年 4 月 1 日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条第 1 項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であって、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第 4 項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新令第 4 条の規定を適用する。

附　則　（平成 19 年 12 月 12 日政令第 361 号）　抄

（施行期日）

１　この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 114 号）の施行の日（平成 19 年 12 月 14 日）から施行する。

附　則　（平成 22 年 9 月 3 日政令第 192 号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 6 号及び附則第 2 項の規定は、平成 22 年 6 月 11 日以後に生じた自然災害について適用する。

資料第146　激甚法に定める事業及び都関係局

適要条項	事　　業　　名	都関係局名	備　　考
第３条	1　公共土木施設災害復旧事業	建　設　局 港　湾　局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2　公共土木施設災害関連事業	建　設　局 港　湾　局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3　公立学校施設災害復旧事業	教　育　庁	
	4　公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5　生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6　児童福祉施設災害復旧事業		
	7　老人福祉施設災害復旧事業		
	8　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10　婦人保護施設災害復旧事業		
第３条 及び 第19条	11　感染症予防事業	福祉保健局	
	12　感染症指定医療機関災害復旧事業		
第３条 及び 第９条	13　堆積土砂排除事業	建　設　局 下水道局 港　湾　局 産業労働局 都市整備局 総　務　局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第３条 及び 第10条	14　湛水排除事業	建　設　局 下水道局 港　湾　局 産業労働局	
第５条	15　農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	

適要条項	事　　業　　名	都関係局名	備　　考
第５条 及び 第６条	16　農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業労働局	
第７条	17　開拓者等の施設の災害復旧事業		
第８条	18　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第 11 条	19　共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第 13 条	21　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第 14 条	22　事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第 16 条	24　公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第 17 条	25　私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第 20 条	26　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第 21 条	27　水防資材費の補助の特例	建設局	
第 22 条	28　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第 24 条	30　公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料第 147　激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国都道府県及び市町村の標準税収入総額×100 分の 0.5 (B 基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国都道府県及び市町村の標準税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの ⑴　都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準収入総額×100 分の 25 ⑵　一の塔道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 5	法第２章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）
次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの ⑴　一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の 4 ⑵　一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円	法第５条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）
次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 ⑴　激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ⑵　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 1.5 であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害	法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）
次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮 （A基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 （B基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の 3	法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）

次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 （B基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額× 100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの ⑴ 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 ⑵ 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1	法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）
次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2 （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。	法第 12 条、13 条、15 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）
激甚法第２章の措置が適用される激甚災害、ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外	法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第 19 条（市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）

次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上 （Ｂ基準） 次の１、２のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 １　滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ⑴　一市町村の区域内で 200 戸以上 ⑵　一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上 ２　滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ⑴　一市町村の区域内で 400 戸以上 ⑵　一市町村の区域内の住戸戸数の 20%以上	法第 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）
１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害	法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）
その他、災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮	上記以外の措置

資料第 148　局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1　公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第３条第１項第１号及び第３号～第 14 号の事業）の査定事業費の額〉当該市町村の当該年度の標準税収額×1/2 に該当する市町村（当該査定事業費 1,000 万円未満は除外）が１以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね１億円未満を除く。	1　激甚法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第２章の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第１項、第３項及び第４項の措置
2　農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第５条第１項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100 分の 10 に該当する市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満は除外）が１以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね 5,000 万円未満を除く。	1　左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第５条、第６条の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第 24 条第２項から第４ 項までの措置
3　林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍。 ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 0.05 の場合を除く。かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300ha の市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100 分の 25 の市町村が１以上ある災害	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第 11 条の２の措置
4　中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額× 100 分の 10 に該当する市町村（当該被害額 1,000 万円未満は除外）が１以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000 万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置

資料第 149　救急医療機関

病院名	住　所	電　話	診療科目
医療法人社団杏精会 岡田病院	荒川 5-3-1	3891-2231	内科・胃腸科・外科・婦人科・脳神経外科・整形外科・こう門科・放射線科
東京女子医科大学 東医療センター	西尾久 2-1-10	3810-1111	内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・心臓血管外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・歯科口腔外科・皮膚科・歯科・放射線科・麻酔科・泌尿器科・精神科・リウマチ科・美容外科・呼吸器外科・診療内科・神経内科・呼吸科・消化器科・循環器科
医療法人社団藤寿会 佐藤病院	西尾久 5-7-1	3893-6525	内科・外科・眼科
特定医療法人社団一成会 木村病院	町屋 2-3-7	3892-3161	内科・外科・整形外科・脳神経外科・こう門科・リハビリテーション科・美容外科・消化器外科・消化器内科・糖尿病内科・循環器内科・呼吸器内科・神経内科・皮膚科・泌尿器科・美容皮膚科
社会医療法人社団正志会 東京リバーサイド病院	南千住 8-4-4	5850-0311	内科・外科・小児科・産科・婦人科・整形外科・リハビリテーション科・麻酔科

資料第 150　23 区東北部災害拠点病院

施設名	所在地	電話番号	病床数
東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久 2-1-10	03-3810-1111	450
西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	03-5647-1700	207
苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	03-3850-5721	221
博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5-11-1	03-3899-1311	306
東京慈恵会医科大学附属葛飾医療センター	葛飾区青戸 6-41-2	03-3603-2111	365
東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有 5-14-1	03-5682-5111	314
平成立石病院	葛飾区立石 5-1-9	03-3692-2121	180